2026 年 11 月 24 日
麻布大学

研究活動上の不正行為に関する調査結果について（概要）

１．経緯・概要

2024 年 10 月 23 日に当時の研究倫理委員長から元大学院学生 A（麻布大学獣医学研究科獣医学専攻博士課程　2020 年 3 月修了）の博士学位論文において、不正行為があったとする報告があった。これは、過去の調査において不正行為が認定された博士学位論文を構成する学術論文（先行研究）の内容が、博士学位論文の一部に掲載されていたことによるものである。本報告には、事案の内容が明示され、不正とする科学的な合理性のある理由が示されているため、同日付けでこれを受理し、麻布大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程（以下「本学規程」という。）に基づき調査を行った。

この度、調査結果を踏まえ、次のとおり報告する。

２．調査

（１）調査体制

委員長	伊藤　潤哉	麻布大学　獣医学部　教授	（内部委員）
委員	石原　淳子	麻布大学　生命・環境科学部　教授	（内部委員）
委員	伊藤　武彦	東京科学大学　生命理工学院　教授	（外部委員）
委員	三浦　竜一	東京大学　ライフサイエンス研究倫理支援室 教授	（外部委員）
委員	佐野　知子	弁護士法人名川・岡村法律事務所　弁護士	（外部委員）

（２）調査期間

2025 年 2 月 10 日～　2026 年 4 月 27 日

（３）調査対象論文

①調査対象論文

論 文 名：博士学位論文（2020.3.15 博士号授与）
「胎生期 di(n-butyl)phthalate 曝露のラット精巣 Leydig Cells および Sertoli Cells への影響」
掲載誌名：麻布大学学術情報リポジトリ
掲載年月：2020 年 5 月

②調査対象論文（博士学位論文）を構成する学術論文（先行研究）

元大学院学生 A の博士学位論文を構成する学術論文（先行研究）のうち 4 編はいずれも 2022 年 10 月 3 日付け麻大研第 1243 号で文部科学省へ報告した「研究不正行為の告発に係る事案の調査結果について（報告）」にて、不正行為があると認定した論文である。

No	論文名	掲載誌名
1	Atypical Leydig Cell Hyperplasia in Adult Rats with Low T and High LH Induced by Prenatal Di(n-butyl) Phthalate Exposure	Toxicologic Pathology （2013 年）
2	Effects of in Utero Exposure to Di(n-butyl) Phthalate for Estrogen Receptors α、 β、 and Androgen Receptor of Leydig Cell on Rats	Toxicologic Pathology （2014 年）

3	Male rats exposed in utero to di(n-butyl) phthalate: Age-related changes in Leydig cell smooth endoplasmic reticulum and testicular testosterone-biosynthesis enzymes/proteins	Reproductive Toxicology （2016 年）
4	In Utero Exposure to Di(n-butyl)phthalate Induces Morphological and Biochemical Changes in Rats Postpuberty	Toxicologic Pathology （2017 年）

（４）調査対象者
博士学位論文の著者である元大学院学生 A

（５）調査対象経費
学内資金

（６）調査方法・手順
・告発内容の確認、予備調査結果の確認、本調査の進め方を確認
・先行研究（論文）と調査対象論文との比較調査
・調査対象者及び関係者へのヒアリング（書面）調査

３．調査結果

（１）認定した不正行為の種別
①特定不正行為
捏造
②特定不正行為以外の不正行為
該当なし

（２）認定した論文等
調査対象論文

（３）不正行為に係る研究者
〇「不正行為に関与した者」として認定した研究者
元大学院学生 A（麻布大学獣医学研究科獣医学専攻博士課程　2020 年 3 月修了）

（４）不正行為が行われた経費
不正行為に直接関係する支出はなかった。

（５）不正行為の具体的内容、結論と判断理由
①判断理由及び事実関係
調査委員会は、元大学院学生 A に対して疑義のある論文データのオリジナルデータの提示を求めたが、元大学院学生 A からは「全てのデータに対して不存在である」との回答があった。本学規程第 29 条第 3 項では、生データや実験ノート等の不存在により不正の疑いを覆す証拠を示せないときは、不正行為と認定できると定められている。また、麻布大学における研究データの保存等に関するガイドラインでは、資料の保存期間を論文発表後 10 年間と規定しており、データの不存在は著者としての義務不履行にあたる。
元大学院学生 A は一部の実験には参加していたが、オリジナルデータによる裏付けが十分でないまま論文が作成されており、研究者として自ら確認すべきデータの裏付けを怠った一定の責任はあると判断した。

②故意性及び背景事情

元大学院学生Aは主体的に不正を主導したというより、当時の指導教員からの指導上必要な範囲を超えたハラスメントに該当する可能性のある言動が頻繁にあり、指示に従わなければ学位を認められないという心理的圧迫を受けていた事情が推認される。しかし、自身の博士学位論文である以上、内容について一定の責任が生じることは免れず、客観的に論文の適格性を判断した結果、捏造と認定するに至った。

４．研究機関が行った措置

博士学位論文において不正行為が認定されたことを受け、学内規程に基づき、博士学位の取消し及び博士学位論文の取下げを決定した。

５．不正行為の発生要因と再発防止策

（１）発生要因

①指導教員によるハラスメントとおぼしき強い影響

指導教員による威圧的な指導や心理的圧迫により、元大学院学生Aがデータの妥当性を検証・指摘できない環境にあったと推認される。

②研究指導体制の不備

特定の教員に指導が委ねられ、研究室内でのデータの相互確認や、組織的なチェック機能が十分に働いていなかった。

③データ管理意識の欠如

論文の裏付けとなるオリジナルデータを適切に保存・管理するという、研究者としての基本的な注意義務が徹底されていなかった。

（２）再発防止策

①公正かつ責任ある研究活動に関する学長メッセージの発信

学長から公正かつ責任ある研究活動に関するメッセージを発信する。学長メッセージは大学ホームページで公開し、大学として研究不正は決して許されないことを改めて周知徹底する。

②研究指導体制の構築

指導教員一人の閉鎖的な指導を防ぐため、副査や研究科全体で学生の指導状況を多角的に把握・管理する体制構築に取り組む。

③データ管理・保存ルールの徹底

実験ノートや電子データの定期的・組織的な保存ルールを徹底し、個人の管理に委ねない一元的な管理体制を整備する。

④研究倫理教育の徹底

ｅラーニングによる研究倫理教育を継続し、受講管理のより一層の徹底を図る。学生及び指導教員に対して不正行為が科学への背信行為であることを改めて周知し、倫理観の向上を図る。指導教員については、研究室内の所属学生等に研究倫理に関する教育や周知を行うこととし、研究倫理に関する意識付けを徹底する。

⑤ハラスメント防止対策の強化

研究室内でのハラスメントを早期に発見・解決するため、学生が安心して相談できる体制と迅速な救済システムの整備に取り組む。